

はじめに

川崎市市民活動支援指針（以下「市民活動支援指針」といいます。）は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりを目的に、平成13（2001）年9月に策定されました。策定されてから10年余りが経過する中で、川崎市内の市民活動は大きく成長し、幅広い分野で活動が一層の広がりを見せています。また、地域課題の解決に向けた活動は、ボランティア団体や特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）に限らず、町内会・自治会、企業、大学などの多様な主体がそれぞれに、あるいは連携して取組を行うなど、多様性も増えています。市民活動支援指針策定当初には想定されていなかった指定管理者制度なども導入され、市民活動として活躍する場は行政がこれまで担っていた領域にも広がっています。

このような背景の下、現行の市民活動支援指針の検証・見直しを行い、より現状を踏まえたものへ改訂することを目的として、平成26（2014）年1月に川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会（以下「本委員会」といいます。）が設置されました。7回の委員会及び2回の小委員会が開催され、市民活動の定義や公益性の議論をはじめ、市民活動支援指針に基づくこれまでの市民活動支援施策の経緯や、多様な主体による活動の実態を確認するとともに、市内の市民活動団体が現在抱えている課題等を調査しました。そして、課題に沿って必要とされている支援項目を整理した上で、環境の変化に即した今後の市民活動支援の方向性と、近年顕著になっている多様な主体による活動の実態に即した考え方の整理に向けた視点の2項目についてとりまとめました。

本報告書の構成は3章構成となっています。第1章では市民活動をめぐる現状の確認を行い、第2章では、市民活動支援の課題や具体的方策について調査審議した内容を整理しています。そして第3章では、市民活動支援の今後の方向性について本委員会としての提言を取りまとめています。この報告書が川崎市の市民活動支援にとって新たなステージの礎となることを期待します。

■ 目 次 ■

はじめに	1
第1章 市民活動をめぐる現状の確認.....	3
1 川崎市市民活動支援指針とは	3
2 市民活動の現状	4
3 市民活動をめぐる法制度等の整備.....	7
4 市民主体のまちづくりの取組	9
5 川崎市の市民活動支援施策の現状.....	11
6 市民活動支援施策に係る課題	14
7 まとめ.....	16
第2章 市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議	18
1 活動主体や活動形態の多様化	18
2 中間支援機能	18
3 活動の段階的支援.....	19
4 活動の場の確保	20
5 市民間の連携の強化.....	21
6 人材の確保や人材マッチング支援.....	21
7 活動資金	23
8 行政の役割及び体制.....	24
9 その他（「市民活動」と「公益性」の概念について）	25
第3章 今後の川崎市の市民活動支援に関する方向性への提言.....	26
1 市民活動支援指針が果たしている役割と今後の市民活動支援の方向性について	26
2 多様な主体による協働・連携に向けた新たな考え方の整理について	30
さいごに	35
資料編	36
1 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会について	37
2 川崎市市民活動支援指針について	40
3 調査資料	54